

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0798)

本審議会 第447回

令和4年8月1日 公開

開催日時	令和4年8月1日(月)	16時30分～17時38分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
主要議題	1 群馬県最低賃金専門部会の審議状況(中間報告)について 2 中央最低賃金審議会の目安答申の伝達について 3 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問)		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日出席の委員は、公益委員5名・労働者代表委員4名・使用者代表委員4名の合計13名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。</p>
事務局	<p>本日は御多用のところ、お集まりいただきまして、誠にありがと</p>

	<p>うございます。</p> <p>ただいまから、第 447 回群馬地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>議事の進行につきましては、■■■■会長にお願いしたいと思っております。</p>
会長	<p>はい。それでは、会議次第に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>これから意見陳述を実施いたします。</p> <p>意見陳述は 5 名の方が行います。各人の持ち時間は 5 分となっておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、意見陳述をお願いいたします。</p>
事務局	<p>では、陳述をされる方を、順にお呼びいたしますが、その前に、上着の方を、暑いですから。よろしければ。</p> <p>では、陳述される方を、順にお呼びいたします。陳述が終わりましたら元の席にお戻りいただきたいと思っております。</p> <p>初めに、■■■■の■■■■様、陳述をお願いいたします。</p>
■■■■陳述人	<p>■■■■、執行委員長の■■■■と申します。</p> <p>意見陳述をこれから申し上げます。座って失礼します。</p> <p>毎年同じような中身で意見陳述をさせていただいております。全国統一最低賃金の実現と、大幅な最低賃金の引上げをお願いしたいというふうに、私は申し上げてきています。</p> <p>今年の情勢は、ロシアのウクライナへの侵略で、世界の経済が大きく変わってきている。日本の物価高もそこに直接間接影響されているというふうに思っています。そんな中において、日本の労働者の賃金は、二十数年下がり続けているというのが実態です。OECDの表が載っていますが、平均よりも低い日本。隣の韓国よりも低い日本。これが、今の日本の賃金の実態です。私は一刻も早く、この経済大国といわれている日本が、世界に誇れる最低賃金体系を確立していくことが大事だというふうに思っています。</p> <p>日本経済がずっと落ち込んでいる。この大きな要因は、賃上げがされてきていないといっても過言ではないと思っています。コロナの関係でGDPがマイナス 4.6%、戦後最悪の状況です。その中においてこそ、最低賃金の大幅引上げをすることが、今、求められている時期だと思っておりますし、今、労働者・国民は物価高であえいでいる。このことを念頭に置きながら、最低賃金の引上げを是非</p>

お願いをしたいと思っています。

私からはいくつかの柱で申し上げていきたいと思っておりますが、先ほども申し上げましたように、最低賃金の底上げをすることが、景気回復の一步だ、第一歩だ。先進国といわれている国々は、最低賃金を引き上げてきています。隣の韓国も、アメリカもヨーロッパも。特にヨーロッパ、アメリカは、もう1,000円台、1,300円、1,500円の時代に入っています。私たちの上部組織である全労連が最低生計費調査を各地で行っています。北海道から沖縄まで実証しても、1,300円から1,500円の時給ベースで賃金が計算されることが、最低生計費に繋がっていくと思っています。是非、ここを目標値にしなが、早急に1,000円を、そして1,300円1,500円の見通しをもった、最低賃金審議会の見通しをたてていただきたいと思っています。

最低賃金が、各県別々バラバラになっています。関東ブロックでは群馬が最低。865円です。全国平均に届いていません。是非、平均に届く。1,000円に届く。1,300円にする。この見通しを立てていただきたいと思っています。同一労働同一賃金。亡くなった安倍首相が言った言葉です。北海道のコンビニでも、沖縄のコンビニでも、どこで働いても時給が同じ。そういうことだと思いますが、いかがでしょうか。是非、どこの県で働いても、最低賃金を確保する。その見通しを示していただきたいと思っています。

政労使合意は、国民への約束です。是非、800円、1,000円を早急に、もう約束の年度は超えています。是非、大幅な最低賃金の引上げを、お願いをしたいと思っています。

時間がきましたので、以上で私の陳述を終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

事務局

どうもありがとうございました。

次は、 の、 様、よろしく願いいたします

 陳述人

 の といいます。着座にて、発言させていただきます。本日の意見陳述では、時間の関係で提出した意見書をすべて読み上げることはできません。是非、意見書についても、お読み取りくださいますよう、お願いをいたします。

意見の第1は、賃金が上がらない日本の労働者に、急激な物価高騰が襲い掛かっていることです。特に食料品やエネルギー価格の高騰は、所得の低い労働者とその家族の生存権をも脅かしていま

す。それだけに、今年度の最低賃金の改定においては、急激な物価高騰に十分配慮し、「8時間働けば、人間らしく暮らせる最低賃金」への大幅な引上げが切実に求められています。

第2点は、最低賃金の2つの大きな問題の一つ、あまりにも低額であるということについてです。全労連の地方組織が取り組んでいる「最低生計費試算調査」によれば、25歳単身者の最低生計費は、月額で税込み22万円から26万円程度であり、月150時間換算で、ほぼ1,500円です。これに比べて、群馬県の最低賃金865円は6割未満であり、これでは自立して人間らしく暮らすことは極めて困難です。

最低賃金審議会においては、労働者の生計費を改定審議の土台としてしっかり位置付け、最低賃金をただちに1,000円以上に引き上げ、1,500円の実現を目指すことを強く求めます。

第3点は、最低賃金の大きな問題のもう一つの、都道府県格差の拡大についてです。

最低賃金に張り付いているコンビニエンスストアのアルバイト時給について、同系列の大手コンビニの例を示しましたが、利根川にかかる坂東大橋の両側にあるお店で、埼玉県側の方が、群馬県側より、最低時給が91円も高くなっています。その理由は、群馬県と埼玉県の最低賃金が違うということ以外に考えられません。

群馬県内において、最低賃金で12か月働いて得る年収を、埼玉県内では、11か月働けば、東京都内では10か月働けば上回ってしまうという実態は、あまりに不合理な格差ではないでしょうか。都道府県間の不合理な格差を解消するため、ぜひ、全国一律最低賃金制度の創設を国に求めることを、最低賃金審議会の答申に盛り込んでください。

第4点は、いわゆる先進国では最低賃金の引上げが加速しているということです。多くが日本円に換算して、1,500円を超えており、更に引上げが進められています。日本より賃金水準が低いとされてきた韓国も、既に958円となり、来年1月からは1,006円と、1,000円を超えます。労働者の消費購買力を引き上げ、内需拡大による経済成長を促進するためにも、日本の最低賃金の抜本的な引上げが強く求められています。

第5点は、最低賃金抑制の原因とされる、「賃金支払能力」についてですが、その概念は極めて曖昧なものでしかありません。群馬県の中小企業と、埼玉県や東京都の中小企業とで、「賃金支払能力」に明確な違いがあるというのであれば、審議会の中で具体的な根拠となる資料を明示したうえで、審議されるべきではないでしょうか。

第6点は、最低賃金引上げのための中小企業支援策の抜本的強化についてです。最低賃金審議会は、昨年のお申において、初めて中小企業支援策の検討・実施を政府に強く要望されたことを、私は高く評価するものです。最低賃金1,000円以上、1,500円の実現は、内需を向上させ、地域経済の好循環を生み、中小企業の安定的な発展にも繋がるものですが、日本の中小企業の置かれた現状では、経営に大きな影響を与えます。だからこそ私たちは、最低賃金の引上げのための中小企業支援の抜本的強化を求めています。今年度の答申においても、国に中小企業支援策を抜本的に強化するよう、強く求めてください。

以上の意見を、審議に十分反映くださるようお願いをし、私の意見陳述を終わりといたします。よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、[]の、[]様、お願いいたします。

[] 陳述人

[]の[]と申します。よろしくお願いいたします。

2022年度の地域別最低賃金の目安審議にむけて意見を述べさせていただきますと思います。

今回、労働者の労働条件向上ならびに、最低賃金についてご審議いただく委員の皆様は、心より敬意を表したいと思います。私ども[]は、[]で働く職場と、それに関連する職場で働く仲間の労働組合であります。基本的にはパート労働者が非常に多く、非正規雇用の仲間が約7割を超える労働組合となっております。運動方針の柱として、格差と貧困をなくすための最低賃金の引き上げを目指してございまして、とりわけ最賃においては、地域間格差の解消と、どこでも誰でも8時間働いたら暮らせる社会、最低賃金1,500円の実現を目指してございまして、[]職場の仲間を代表して、意見を述べさせていただきますので、[]職場の仲間を代表して、意見を述べさせていただきます。

22年度の改定にあたって、最低賃金制度は、賃金の最低額を規定することで、憲法25条で保障されるべき健康で文化的な最低限度の生活が保障されるべきです。しかし、コロナ禍で格差や貧困問題は、より深刻さを増している状況になっていると考えております。昨年度、政府がより早期の平均1,000円を目指して引上げに取り組むということを示され、厚生労働省の中央最低賃金審議会の小委員会中でも、全国加重平均を28円引き上げるということ

で、目安がまとめられたと思います。それに伴って、群馬県のところでも過去最高の 28 円という結果だったと思います。最低賃金近傍で働く非正規労働者にとっては、非常に大きな影響を受けるところだと思っております。

一日 8 時間働けば、人間らしく暮らせる社会の実現は急務であり、国際的にも社会の目標である SDGs の目標の、ディーセントワークの実現の柱でもある最低賃金の引上げは、重要な位置づけと考えております。特にここ 2 年、コロナ禍において非正規の方の生活は、より厳しさを増しているということと、先ほどもありましたけれども物価高や各種値上げの影響を受けて、新たな負担が増えてきていると考えております。

先ほどもありましたけれども、全労連の調査の結果においても、平均で 1,400 円から 1,500 円が必要という結果が出てきておりますので、現在の群馬県の最低賃金 865 円では、とても憲法 25 条で保障されるべき健康で文化的な最低限度の生活ができないということが証明されていると思っております。

群馬県の最賃で、フルタイムで働いたとしても月額 149,645 円という結果になると思います。この収入では、憲法で保障されている健康で文化的な生活を送ることは出来ません。私たち労働組合で調査をしているところ、時間給で働かれる方は、病気や怪我をしても、費用が気になって病院に行けないということです。1,500 円が実現したら何がしたいかという、真っ先に出てくる答えが、病院に行きたいという回答になっております。ですので、そのような状況に置かれている方は、将来へ向けての貯蓄など決して出来るような状態ではありません。現状の賃金では、フルタイムで働いても、現行の最低賃金では貧困状態ということになっております。

私たち■■■■の職場では、エッセンシャルワーカーとして県民の生活を支えるために、コロナ感染リスクと隣り合わせの中で働いています。ここはエッセンシャルワーカーに関わらず、どのような仕事をしていても、同じような状況にあると思いますが、心身ともに疲弊している状況で、また、職を失うという不安感や、やっぱり群馬県で働きたいと思っていながらも、時間給の高い他県で働くという選択をせざるを得ないという方もいるというのが実態としてあります。ですので、最低生計費を満たさない現在の最低賃金額は、暮らしていく収入としては不十分というように考えておりますし、働く者の貧困は改善がされません。目安金額や使用者の支払い能力にとらわれることなく、ただちに最低生計費を保障する最低賃金として、2022 年度に最低賃金額 1,000 円の実現を目指す審議をお願いしたいと考えております。

また、私たちが取り組んでいる、全国一律最低賃金制の確立を求める署名を■■■■労連として国会に提出をしたいと考えていて、5月11日の中央行動の中で、趣旨に賛同いただいた紹介議員に手渡すということもしてきております。紹介議員の数は党派も関係なく110人で、国会でも全国一律制へ向けて、動きを進めてきてもらっていると考えております。

コロナ禍において、経済が困難な状況だからこそ、最低賃金を引上げることが必要との声がある中で、2020年度の最低賃金の引上げ額は、全国平均でわずか1円だったと記憶しております。引上げに消極的だった背景には、企業の支払能力があり、また、中小企業の要望に、経済危機の時は、引上げ額は低水準にとという主張がありました。この「支払能力」を中小企業だけに求める政策を転換する必要があると考えております。中小企業に対して賃金を引き上げた場合の助成制度はありますが、国の予算は約23億円。全国の中小企業へ行き渡る額ではありません。経済的に困難な状況のもとでの最低限の生活保障を実現するためには、労働者のみならず中小企業への支援を厚くするべきです。こうした政策を早期に実現することが、個人消費を回復し、経済の活性化にも繋がると考えております。

最後に、働く者の生存権は、労働力を再生産できる人間らしい生き方、生活が出来る最低生計費を満たす最低賃金によって保障されるべきものと考えております。よって、私たちは憲法及び労働基準法、最低賃金法に基づいて、働く者の生存権を保障する最低賃金として、全国一律1,500円を最終的に目指しております。

また、今年の22年度の群馬地方最低賃金審議会の専門部会のところにつきましても、会議は基本的には原則公開と定められておりましたが、残念ながら非公開とするところが決められたと思っております。そこは、私は非常に残念と考えております。是非、23年に向けては、鳥取地方最低賃金審議会の、2008年以降完全公開というところがありますので、是非実現をしていただきたいと思います。

以上で私の意見陳述を終わります。

ありがとうございました。

ありがとうございました。

貴重なご意見ではございますが、時間を守っていただきますようお願いいたします。

続きまして■■■■の、■■■■様、よろしくようお願いいたします。

事務局

陳述人

です。県内の自治体の非正規職員や公務公共関係で働く労働者で組織しております。本日は意見陳述の機会を与えていただきまして、どうもありがとうございます。

コロナ感染のもとで、エッセンシャルワーカーと呼ばれる医療・介護・保育・学童保育などの労働者は、感染のリスクを負いながら社会機能維持のため働いてきました。その結果、国は経済対策としてケア労働者の処遇改善を提示しましたが、十分な改善にはなりませんでした。特に自治体で働く労働者には、不十分な状況に置かれたままです。エッセンシャルワーカーの多くは低賃金や不安定雇用の非正規雇用労働者であり、公務公共も民間と同様に同じ状況にあり、早期に改善が求められています。

物価高騰により生活はますます苦しくなっており、今こそ最低賃金の大幅に引き上げて、賃金水準の底上げが必要です。コロナ禍・物価上昇に対応するため、最低賃金の改善による地域間格差の是正と、中小企業への大幅な財政支出などによる地域循環型経済を確立する必要があります。

自治体非正規職員の賃金は、2020年の県内全自治体の調査によると、群馬県の最低賃金 865 円に対して、一番低い職種の時給は 865 円。続いて 868 円です。

2020 年度から会計年度任用職員制度が実施され、1 級 1 号対応の時給 897 円が 18 自治体とほぼ半分近くなのですが、900 円台は 11 自治体しかありません。公務労働者の賃金は、長年に渡って据え置かれているということが続いているなか、苦しい生活を抜出すためには、最低賃金の大幅な引上げ以外にはありません。

現行の最低賃金では、8 時間働けば普通に暮らせる賃金、ダブルワークせずに暮らせる賃金とはなりません。自治労連による最低生計費調査結果では、全国どこでも大差なく、時給 1,500 円、月額 24 万円は必要ということであり、地域別最低賃金のような格差はありません。現行制度では、地方間格差は拡大するばかりで、格差是正と全国一律最低賃金制の確立を、早急にお願いします。

私たちは最低賃金を大幅に引き上げて、地方間格差の是正と全国一律最低賃金制度を実現し、ただちに時間 1,000 円以上引き上げ、生計費原則に基づき、1,500 円を目指すことを強く求めます。

コロナ禍だからこそ、最低賃金を大幅に引き上げて、地方間格差の是正が必要です。この辺については、強く求めていきたいと思えます。

最後に、審議会の透明性を高めるために、専門部会の公開を実現して下さい。

事務局

以上です。よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

最後になりますが [REDACTED] の、 [REDACTED] 様、
お願いいたします。

[REDACTED] 陳述人

着席にて発言させていただきます。

私は、群馬県内の医療・介護・福祉施設で働くケア労働者、医療・
介護士ですとか、看護師のところで労働組合を作っております [REDACTED]
[REDACTED] 書記長の [REDACTED] と申します。本日は発言の
機会をありがとうございます。

群馬県の最低賃金は 865 円ですけれども県内の介護施設は、ハロ
ーワーク 865 円で募集が出ています。そういうところで、介護職
員、また介護施設で働く厨房の職員、様々なところが、これでは人
が集まらないといった声が、県内様々なところから声が上がって
います。実際、初任給、基本給に合わせても 15 万。介護職員・介
護福祉士は、学校を卒業して国家資格という全国統一の資格を持
っていても 15 万で、これが東京とか行くと基本給 22 万なんです
ね。まず、初任給のスタートから 7 万円の差がついている。そうい
うところで、まず低賃金、重労働というところで、看護・介護の学
校の先生から聞きますと、高校のまず教諭から、介護は低賃金で重
労働だからやめた方がいい。他の職業を選んだ方がいい。そういっ
たことを言われて、学校が施設にいかがなものか。そういうところ
で、実際発言が出ている、本当に県内各所出でています。

看護師で、学校を卒業しました。で、初任給受けました。でも、
奨学金をもらって 3 年すむと、みんな東京埼玉流れていきます。群
馬から出て行ってしまいます。この賃金の低さということが、いか
に看護・医療のところの労働者の流出を続けているか、それに拍車
をかけているか。それを是非わかっていただきたいなと思います。

意見書のところでも、看護師の低い賃金、全産業に比べても 8 万
円低いということがありますけれども、私も看護師ですので、まず
残業と夜勤をしないと生活がギリギリ。そういったところの実態
があります。これは、やはり地域最賃に縛られているところがあり
ますので、意見書の方につけさせていただきました 2 枚目の資料
を見ると、群馬県の賃金に比べて、やはり茨城・栃木・埼玉、高い
んですよね。特に、東毛地域まで行きますと、ちょっと越えればす
ぐ埼玉県。お給料高いですから、皆さんそちらへ流れていきます。

そうすると、やはり看護師が不足して、病棟を閉鎖したり、施設
が、人が集まらなくてダブルワークをしたり、ダブルワークをする

ことによって、介護・医療のサービスの低下がしたり、またそれが、今度事故に繋がったり。様々な悪循環が起きています。そういうところも含めて、人を確保するためには、まず賃金の確保が大事。いかに重要かということ、是非お伝えしたいと思います。

介護職員、特に今の若い人たちが、介護職員・看護職員として働いても、いかに賃金が低いか。労働に見合っていないか。というところで、やはり群馬から離れてしまう。もしくは、最悪は離職をしてしまう。そうすると、今度はその職場が、今度5年後、10年後、人が育たないというところにきています。その実態として、10年前から、ずっと同じことを、私たち医療介護現場は、賃金の引上げを言っていますけれども、更に拍車がかかっています。人手不足が加速しています。これは、厚生労働省でも、医療介護従事者の人員不足が、2040年には100万人にまで達するのではないかというのが、先日の報道も出ていましたけれども、様々なところに繋がっていく、大きな問題だと思っています。

例えば、群馬県内とかでも、介護職員の時給1,000円、1,200円ではきません。長野でも、2,000円に時給を上げて人もこない。群馬県内でもそうなんです。それは、働き方というところに問題が流れますけれども、やはりその労働に見合った賃金というところが、いかに重要かというところが出てきます。

今までのところで、その賃金の切り下げというところも、様々なところで出ています。賃金を引下げることによって、経営者が苦しくなるといっても話も出ますが、そこはやはり報酬というところに絡んでいきますので、なかなか、医療介護のところは、難しいバランスでもあると思いますけれども、ここは人手不足を解消するためにも、やはり賃金の水準を引き上げていただきたい。そこが切なる願いというところになります。

私も今回、介護福祉士、看護師としてずっと現場で働いてきました。その現場の声も含めて、今日今回ここで発言させていただいた、機会をいただいたことに感謝をしております。是非皆様ご審議、よろしく願いいたします。

以上です。

事務局

どうもありがとうございました。
意見陳述をされる方は以上でございます。

会長

はい。ありがとうございました。
これで意見陳述を終了いたします。
では次に、議題3の群馬県最低賃金専門部会の審議状況等につい

事務局	<p>て、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>はい。第1回目の専門部会は、7月26日に開催しております。</p> <p>専門部会の労使委員につきましては、群馬県最低賃金専門部会委員の候補者の推薦に関する公示を行いましたところ、各関係団体から委員の推薦がございまして、資料1の名簿のとおり任命されております。</p> <p>第1回専門部会では、運営規程や運営方法につきまして、ご審議をいただきました。また、事務局から調査審議に使用していただく資料を配布しております。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>はい。群馬県最低賃金専門部会の状況について、説明がございました。</p> <p>質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
会長	<p>はい。特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>次は、中央最低賃金審議会の目安答申の伝達につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。お手元の資料の目次には、目安についてとタイトルは書かれておるのですが、現状、中央最低賃金審議会の目安の小委員会におきまして審議が行われているところでございます。結論には至っておりません。従って、中央最低賃金審議会長から厚生労働大臣への目安額の答申は行われておりません。</p> <p>今年度の中央での審議は、昨年度採決となったことを踏まえまして十分な審議を尽くすとされていること、目安額の根拠、理由について明確で納得できるものとするようにしていること、ということから、現在も審議が続けられているものです。</p> <p>このようなことから、本日の審議会では目安の伝達が行えない結果となりました。審議会の委員の皆様には、目安の時間額等がわかりましたら、早急にご連絡いたしますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>はい。今の事務局からの説明のように、現時点で中央最低賃金審議会から地域別最低賃金の目安は出ていないということですが、</p>

今年度の群馬県の最低賃金改正に関する基本的な考え方等について、発言のご用意がございましたら、お聞きしたいと思います。

まず、労働者側委員の先生から、お願いいたします。

■■■■委員お願いいたします。

労働者委員

労働者委員の■■■■です。私から、最低賃金の引上げの必要性について、4点の主張を申し上げます。

まず1点目です。回復基調にある経済を、より自立的な成長軌道に乗せていくため、人への投資が必要不可欠であります。そのためには、最低賃金の引上げが必要であるということです。

2点目、今年の春闘では、4年ぶりに前年実績を上回り、これまで以上の賃上げの広がりや底上げを図ることが出来たので、この流れを最低賃金の引上げに繋げ、最低賃金近傍で働く者の引上げを図ることです。

3点目になります。働く者の生活に影響を及ぼす消費者物価上昇率を考慮した引上げが必要であります。

最後、4点目になります。誰もが時給1,000円への通過点としての1,000円への到達に向けた目安や、地域間格差の是正に向けた底上げ、額差改善に繋がる引上げ額が必要であります。

今年度の目安金額は未だ示されておりませんが、暮らしに直結している最低賃金が、大幅に引上げが出来るよう、議論させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

会長

他に労働者側委員の先生で、ございますか。

■■■■委員、お願いいたします。

労働者委員

労働者委員の■■■■です。

私からは、最低賃金での年収について、お伝えいたします。

現在、最低賃金で1,000円を超える地域は、東京の1,041円と、神奈川の1,040円の都県のみです。この、1,000円を超える東京・神奈川の最低賃金で、年間2,000時間働いても、やっと年収200万円を超える程度です。群馬においては最低賃金865円ですから、同様に算出した場合、年収にして173万円であり、当然200万円には達しません。ワーキングプアというものがあります。一般に、労働力人口のうち、貧困線以下の者とされ、年収200万円、生活保護水準以下の人をさすことが多いかと思えます。従って、現在の最低賃金では、東京や神奈川の最も高い最低賃金で働いても、生活保護水準程度の年収しか得ることができません。

年収 200 万円でも、単身者と子供がいる家庭等、世帯構成により生活の困窮度は異なり、一概に言えることではないとは思いますが、ご承知のとおり今年世界的なパンデミックや、ロシアのウクライナ侵攻等の影響により、世界中が急激な物価高に見舞われています。日本では、日銀の金融政策等を背景とした円安の影響も追い打ちをかけ、食材の値上げを含め、原材料の価格の高騰等により、多くの品目で値上げが加速しております。年内には 2 万品目を超える可能性すら言及されております。国民生活や企業収益への圧迫は日増しに増長し、消費の停滞等から経済への影響は深刻な事態を及ぼしかねません。

一方、20 年に及び、実質賃金が上がっていないことが、事態を悪化させているものとの指摘もあり、これまで以上に賃上げが求められているものと考えております。

こういったことから、将来への不安を払拭し、安心感を醸成できるように、暮らしの底上げに直結する最低賃金の引上げが必要と考えております。

大変厳しい状況とは思いますが、是非使用者側委員の皆様のご理解・ご配慮をお願いしたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

会長

はい。他に労働者側委員の先生。

はい。■■■■委員、お願いいたします。

労働者委員

はい。労側委員の■■■■です。よろしくお願いいたします。

私からは、先ほどからもありますが、物価上昇における生活への影響について、お伝えいたします。

円安による輸入物価の上昇や、ロシアのウクライナ侵攻、ガソリン等のエネルギー価格の高騰により、6月の消費者物価指数は前年同月比で 2.2% 上昇しております。また、生鮮食品を除く食品は 3.2% の上昇となり、このうち輸入原材料をよく使う食用油は 36%、食パンは 9%、それぞれ上昇しています。

私たちが生活をするうえで必要不可欠な食料品・光熱費・ガソリン代等の物価上昇は、家庭負担の増加や将来の生活不安に大きな影響を及ぼしております。

7月上旬に公表された総務省の家計調査では、実質消費支出は 0.5% の減少となりましたが、名目は 2.4% の増加となり、物価上昇によって家計の支出が増えていることがわかります。また、一世帯あたりの平均消費支出は 287,867 円となっており、前年の同じ

月は 281,063 円でしたので、支出額は 6,624 円の増加で、約 2.4% 増えております。

特に最低賃金に近い賃金で働く労働者は、物価上昇の影響を大きく受けるため、家計負担の軽減や、将来不安を払拭するためにも、最低賃金の大幅な引上げが必要です。

使用者側からすると、為替の影響、物価上昇による原材料高騰、エネルギー価格の上昇等で、経営が厳しいというところは十分に理解しておりますが、原材料価格やエネルギーコスト等の上昇分については、適切な価格転嫁を積極的に行っていただきたいと思っております。

是非、使用者側委員の皆様のご理解をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

会長

はい。では、 委員、よろしくお願いいたします。

労働者委員

はい。労側 です。よろしくお願いいたします。

先ほど、事務局の方からも説明がありましたが、例年、中央の審議会におきまして、7 月中には目安が決定しているというところですが、昨年の採決による決定も踏まえて、より慎重に論議を行っております。ちょうど本日 3 時から目安の取りまとめ、小委員会が開催されていると認識しております。

中央では、ロシアのウクライナ侵攻や円安の影響による物価高騰を受けまして、労使ともに引上げの方針につきましては、ほぼ合意しておりますが、ただその引上げ額が焦点となって、本日の新聞等では、過去最大の 30 円以上の引上げというような報道もされているところでもあります。

このような状況の中、現在の群馬県の最低賃金は 865 円でありまして、ご承知のとおり関東圏で唯一の C ランクで、近隣県との地域間格差は解消されておられません。例年申し上げておりますが、この地域間格差が、隣県や大都市への労働力の流出の一因になっているとも考えております。超少子高齢、また労働力人口減少という、構造的な課題を抱える中ではありますが、最低賃金の地域間格差、これ以上大きくすれば、更なる労働力の流出となって、県内の経済への悪影響が懸念されるということも考えております。

昨年度、目安を上回る引上げが行われたのは、7 県ありまして、すべて D ランクの県でした。これは、人材確保に対する危機感の表れであり、群馬県も同様に危機感を持っていかなければならないと考えてもいます。ここ数年、群馬県では、ほぼ目安額での引上げ

の結審がされてきましたが、本年度も例年とおり、中央で慎重に論議をされ決定される目安額に加え、魅力ある群馬県にするべく、地域間格差を埋めることも視野に入れた論議をさせていただければと考えております。是非、公益委員、また使用者側委員の皆様のご理解をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

会長

はい。ありがとうございます。

では次に、使用者側委員の先生方、お願いいたします。

■■■■委員、お願いいたします。

使用者委員

はい。使用者側委員の■■■■から。

早期に1,000円ということ、理解をしながらも、そもそも最低賃金制度そのものが、本来どういった目的だったのかということに立ち返ってみますと、最低賃金法第1条に規定されているとおり、賃金の低廉化、要はあまりにも安い賃金で労働者を働かせないためのセーフティネットというのが、まず第1条にでています。消費拡大の政策を目的としたものではないということが、1点目。

2つ目。最低賃金制度の中に第9条がございますが、もちろん使用者側の賃金の支払能力。これを考慮しつつ決定するということがございます。しかしながら、ここ数年の引上げ率を見てみますと3%台ということで、非常に高い引上げ率が続いてきております。大変多くの中小企業の経営実態を考慮した審議からは、私的には非常にかげ離れた審議になってきていると、思わざるを得ないのが現状でございます。やはり、経営実態を把握しながら、最低賃金については慎重に議論していきたいというのが、私の考えでございます。

先ほど来、労側の先生方からも出ておりますが、物価の高騰のみならず、経営を圧迫するような原材料の高騰。エネルギーの高騰。これはもう経営上避けては通れないのが実状でございます。経営努力だけではいかんともしがたい、吸収できないほど経営を圧迫しているのが現状でございます。

経営責任の中に、安定した雇用の継続というものがございます。それと当然、賃金の増額ということも考えていかなければならないと思っております。その辺のバランスを考えながら、安定した健全経営を視野に入れた、労使双方の立場を理解しながら、議論に繋がっていききたいと思っております。

私からは、以上です。

<p>会長</p>	<p>はい。他に使用者側委員の先生でございましたら、お願いいたします。</p> <p>■■■■委員、お願いいたします。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>使側の■■■■でございます。</p> <p>今、使側の意見は、■■■■委員の方で、大体まとめてお話いただきましたので、補足的な内容になりますけれども。</p> <p>中央最低賃金審議会の方で、まだ目安が出ていないということですので、まだ金額の面についてはなんとも言えませんけれども、本来であれば、アフターコロナを見据えた経済の動きが本来起きていて、経済活動も活発になって、賃金の方にも反映されるのかなというような動きを見ていたのですけれども、世界を見てみますと、コロナ禍は相変わらず続いておりますし、ロシアとウクライナの戦争により、海外からの輸入品、日本の場合は輸入超過で経済が成り立っておりますので貿易赤字ではありますけれども、そこら辺の内容が、輸入品に関しては10%の値上げ。人の欠員など、減産によって生産性が低下している。また、原材料の方も現地でも上がっているということで、メーカーの方が10%程度、製品の値上げをしている。</p> <p>それから、先ほど出てきましたけれども、為替の変動の方も、円安が進んで大体20%以前よりも輸入コストが上がっている。ということで、あわせると大体3割原価が上がっている状況になっております。</p> <p>そういうことを、日本の場合、大手さんは食品のさっき言っていましたけれども、油は3割だとか、どんどん値上げが出来る環境にありますけれども、中小企業の場合は製品価格そういうものが上乘せできなくて。内部でそれを吸収するしかないという状況にありますので、なかなか利益を圧迫していると、なかなか厳しい状況ということは事実であります。</p> <p>それから、原材料の方の価格の問題ですけれども、当初コロナ禍というのは、観光産業それから飲食関係の方に影響が出ていたのが、やはり長引いてきますと全ての業界に反映されてきて、ものづくりの世界でも、鉄が1.5倍になったり、ステンレスが2倍、銅が3倍になりました。そういう中でもものを作っているような状況でありますので。先ほどもいったとおり大手さんはすぐそういうものが転嫁出来ますけれども、中小企業の方はそういったことができない。エネルギーについても同様であります。</p>

<p>会長</p>	<p>そういう中での、今度の最低賃金の審議という状況にありますので、慎重に、慎重に進めていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>はい。では、その他、使用者側委員の先生で、ございましたら。■■■■委員、お願いいたします。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>はい。使用者委員の■■■■でございます。</p> <p>使用者側の意見としてはもう、お二方から出ているとおりでありまして。基本的には、去年もそういう議論があったのですが、なんでその金額なのかという根拠が薄い。まあ上げようとか、1,000円とか言ってますけれども、じゃあどうして28円なのかというのが、本当にわからないまま、議論をしていたというのがあります。</p> <p>上げるということ自体に反対をしているわけではないのですが、金額の根拠というもの。これは大きいと。あるいは、分かりやすく議論したいなというところが一つです。</p> <p>それから、最低賃金というものは、何かの道具であげるわけではない。景気を良くするために最低賃金を上げるという、そういうツールではないということ、改めて主張したいと思います。</p> <p>そして、もう一つは、法律で決まりますので、下方硬直といいますが、なかなかこれを下げるわけにはいかない。一回上げたものを下げたというケースは、おそらく何年か前に神奈川で一回やったくらいで、他にはないと思いますけれども。それくらい、下方硬直性が高いものですから。そして、給与が高い企業もあれば、そうでない企業もある。給与が高い企業は別に構わないのですが、そうでない企業にとっては、いったん決まった最低賃金は下げることが出来ないということは、非常に厳しい現実があります。</p> <p>そういう点を含めて、慎重な議論をさせていただきたいと、こんなふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。その他、使用者側委員の先生でございましたら。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>会長</p>	<p>はい。そうしましたら、公益の先生からご意見がございましたら、お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>

会長

はい。それでは、事務局は、次の説明をお願いいたします。

事務局

はい。それでは、提出しております資料につきまして、ご説明いたします。

お手元の資料をご覧ください。

資料3は、先ほど意見陳述に使われた意見書の写しでございます。(1)から(5)まで5件ございます。

改めてご紹介いたしますと、(1)は、
から提出された、最低賃金の改善を求める意見書。

(2)は、
から提出された、最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める意見書。

(3)は、
から提出された、2022年度の地域別最低賃金額の目安審議にむけた意見書。

次の(4)は、
から提出された、最低賃金の改善を求める意見書。

(5)は、
から提出された、最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書でございます。

続きまして資料4ですが、こちらは、
から提出されました、群馬県の最低賃金をただちに1,000円以上に引き上げ、1,500円をめざすこと、全国一律最低賃金制度の創設と、実効ある中小企業支援策を求める要請書、と題しました署名2,339筆の写しでございます。

提出されました署名は、会長の前に置かせていただいております。

また、これらの意見書や署名につきましては、厚生労働本省にも報告しております。

次に資料5ですが、こちらは、令和4年6月分の労働市場速報です。令和4年7月29日に発表されたものでございます。

資料6は、前橋財務事務所が発表しました、最近の県内経済情勢でございます。令和4年7月27日発表となっております。

資料7は、次の議題となります、特定最低賃金改正決定にかかる申出書でございます。

資料の説明は、以上でございます。

会長

はい。ありがとうございます。

資料につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

【特になし】

<p>会長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>はい。今後の審議会では、意見陳述や、意見書の意見及び資料等を十分踏まえながら、審議を行ってまいりたいと思います。</p> <p>では、次の議題ですが、特定最低賃金改正決定の必要性の有無につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。お手元の資料7をご覧ください。</p> <p>こちら、特定最低賃金4業種につきまして、最低賃金の改正決定の申出がございました。</p> <p>1件目が、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金、2件目が、群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他はん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金、3件目が、群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、4件目が、群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金でございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>それぞれ申出の要件となっております、「基幹的労働者の概ね3分の1以上の『労働協約』又は『合意』が必要とされている」ことを満たしておりますので、最低賃金法第21条の規定に基づき、その改正決定の必要性の有無についての意見を求める諮問文を、加藤局長から■■■■会長にお渡しいたします。</p>
<p>労働局長</p>	<p>どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【局長より会長へ諮問文手交】</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、局長から諮問をお受けいたしました。</p> <p>このことにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>では、諮問文の写しを、委員の皆様にお配りいたします。</p> <p style="text-align: center;">【諮問文（写）を各委員、傍聴人に配付】</p>
<p>事務局</p>	<p>では、説明させていただきます。</p> <p>諮問文は、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業について読み上げさせていただきます。他の3件につきましては、表題のみに省略させていただきます。</p>

	【諮問文朗読】
事務局	<p>諮問文は以上でございます。</p> <p>特定最低賃金の改正決定につきましては、労使のイニシアティブによるものであること、関係労使の合意が基本となること、とされております。</p> <p>日程の関係もございまして、次回の審議会において改正決定の必要性の有無をご審議いただきたく存じます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ただいまの事務局説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。</p>
	【特になし】
会長	<p>はい。それでは、次回の審議会では特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>最後に、その他につきまして、事務局から何かございましたら、お願いいたします。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
会長	<p>はい。それでは、本日の議事は以上となります。</p> <p>全体を通して、ご意見等ございますでしょうか。</p>
	【特になし】
会長	<p>はい。ご意見等ないようです。</p> <p>では、以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。</p> <p>これで第447回最低賃金審議会を閉会といたします。</p> <p>ご審議誠にありがとうございました。</p>